「ＩＲ行動憲章」
基本姿勢と実行の手引き

JAPAN
INVESTOR
RELATIONS
ASSOCIATION

「ＩＲ行動憲章」
基本姿勢と実行の手引き

■目　次

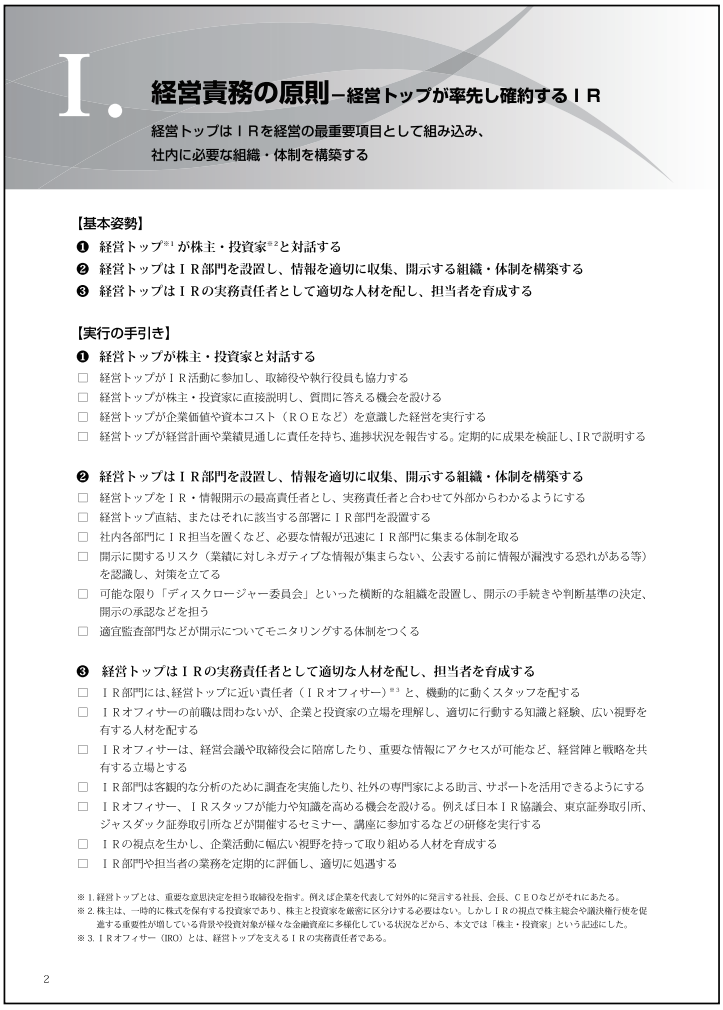
Ⅰ．経営責務の原則 …… 2
Ⅱ．説明責任の原則 …… 3
Ⅲ．公正・継続の原則 …… 4
Ⅳ．平等・公平の原則 …… 5
Ⅴ．法令順守の原則 …… 6
Ⅵ．社会責任の原則 …… 7
Ⅶ．向上・進化の原則 …… 8

■「ＩＲ行動憲章」の構成

❶ 主文は、７つの「原則」で構成されている

❷ ７つの原則は、備えるべき「基本姿勢」をそれぞれが伴う

❸ 「基本姿勢」を実践する具体的な行動は「実行の手引き」にまとめている



Ⅰ. 経営責務の原則－経営トップが率先し確約するＩＲ

経営トップはＩＲを経営の最重要項目として組み込み、
社内に必要な組織・体制を構築する

【基本姿勢】

❶ 経営トップ※1が株主・投資家※2と対話する
❷ 経営トップはＩＲ部門を設置し、情報を適切に収集、開示する組織・体制を構築する
❸ 経営トップはＩＲの実務責任者として適切な人材を配し、担当者を育成する

【実行の手引き】

❶ 経営トップが株主・投資家と対話する
□ 経営トップがＩＲ活動に参加し、取締役や執行役員も協力する
□ 経営トップが株主・投資家に直接説明し、質問に答える機会を設ける
□ 経営トップが企業価値や資本コスト（ＲＯＥなど）を意識した経営を実行する
□ 経営トップが経営計画や業績見通しに責任を持ち、進捗状況を報告する。定期的に成果を検証し、ＩＲで説明する

❷ 経営トップはＩＲ部門を設置し、情報を適切に収集、開示する組織・体制を構築する
□ 経営トップをＩＲ・情報開示の最高責任者とし、実務責任者と合わせて外部からわかるようにする
□ 経営トップ直結、またはそれに該当する部署にＩＲ部門を設置する
□ 社内各部門にＩＲ担当を置くなど、必要な情報が迅速にＩＲ部門に集まる体制を取る
□ 開示に関するリスク（業績に対しネガティブな情報が集まらない、公表する前に情報が漏洩する恐れがある等）を認識し、対策を立てる
□ 可能な限り「ディスクロージャー委員会」といった横断的な組織を設置し、開示の手続きや判断基準の決定、開示の承認などを担う
□ 適宜監査部門などが開示についてモニタリングする体制をつくる

❸ 経営トップはＩＲの実務責任者として適切な人材を配し、担当者を育成する
□ ＩＲ部門には、経営トップに近い責任者（ＩＲオフィサー）※3と、機動的に動くスタッフを配する
□ ＩＲオフィサーの前職は問わないが、企業と投資家の立場を理解し、適切に行動する知識と経験、広い視野を有する人材を配する
□ ＩＲオフィサーは、経営会議や取締役会に陪席したり、重要な情報にアクセスが可能など、経営陣と戦略を共有する立場とする
□ ＩＲ部門は客観的な分析のために調査を実施したり、社外の専門家による助言、サポートを活用できるようにする
□ ＩＲオフィサー、ＩＲスタッフが能力や知識を高める機会を設ける。例えば日本ＩＲ協議会、東京証券取引所、ジャスダック証券取引所などが開催するセミナー、講座に参加するなどの研修を実行する
□ ＩＲの視点を生かし、企業活動に幅広い視野を持って取り組める人材を育成する
□ ＩＲ部門や担当者の業務を定期的に評価し、適切に処遇する

※1. 経営トップとは、重要な意思決定を担う取締役を指す。例えば企業を代表して対外的に発言する社長、会長、ＣＥＯなどがそれにあたる。
※2. 株主は、一時的に株式を保有する投資家であり、株主と投資家を厳密に区分けする必要はない。しかしＩＲの視点で株主総会や議決権行使を促進する重要性が増している背景や投資対象が様々な金融資産に多様化している状況などから、本文では「株主・投資家」という記述にした。
※3. ＩＲオフィサー（IRO）とは、経営トップを支えるＩＲの実務責任者である。

2

Ⅰ. 経営責務の原則－経営トップが率先し確約するＩＲ

経営トップはＩＲを経営の最重要項目として組み込み、
社内に必要な組織・体制を構築する

【基本姿勢】

❶ 経営トップ※1が株主・投資家※2と対話する

❷ 経営トップはＩＲ部門を設置し、情報を適切に収集、開示する組織・体制を構築する

❸ 経営トップはＩＲの実務責任者として適切な人材を配し、担当者を育成する

【実行の手引き】

❶ 経営トップが株主・投資家と対話する

□ 経営トップがＩＲ活動に参加し、取締役や執行役員も協力する

□ 経営トップが株主・投資家に直接説明し、質問に答える機会を設ける

□ 経営トップが企業価値や資本コスト（ＲＯＥなど）を意識した経営を実行する

□ 経営トップが経営計画や業績見通しに責任を持ち、進捗状況を報告する。定期的に成果を検証し、IRで説明する

❷ 経営トップはＩＲ部門を設置し、情報を適切に収集、開示する組織・体制を構築する

□ 経営トップをＩＲ・情報開示の最高責任者とし、実務責任者と合わせて外部からわかるようにする

□ 経営トップ直結、またはそれに該当する部署にＩＲ部門を設置する

□ 社内各部門にＩＲ担当を置くなど、必要な情報が迅速にＩＲ部門に集まる体制を取る

□ 開示に関するリスク（業績に対しネガティブな情報が集まらない、公表する前に情報が漏洩する恐れがある等）を認識し、対策を立てる

□ 可能な限り「ディスクロージャー委員会」といった横断的な組織を設置し、開示の手続きや判断基準の決定、開示の承認などを担う

□ 適宜監査部門などが開示についてモニタリングする体制をつくる

❸ 経営トップはＩＲの実務責任者として適切な人材を配し、担当者を育成する

□ ＩＲ部門には、経営トップに近い責任者（ＩＲオフィサー）※3と、機動的に動くスタッフを配する

□ ＩＲオフィサーの前職は問わないが、企業と投資家の立場を理解し、適切に行動する知識と経験、広い視野を有する人材を配する

□ ＩＲオフィサーは、経営会議や取締役会に陪席したり、重要な情報にアクセスが可能など、経営陣と戦略を共有する立場とする

□ ＩＲ部門は客観的な分析のために調査を実施したり、社外の専門家による助言、サポートを活用できるようにする

□ ＩＲオフィサー、ＩＲスタッフが能力や知識を高める機会を設ける。例えば日本ＩＲ協議会、東京証券取引所、ジャスダック証券取引所などが開催するセミナー、講座に参加するなどの研修を実行する

□ ＩＲの視点を生かし、企業活動に幅広い視野を持って取り組める人材を育成する

□ ＩＲ部門や担当者の業務を定期的に評価し、適切に処遇する

※1. 経営トップとは、重要な意思決定を担う取締役を指す。例えば企業を代表して対外的に発言する社長、会長、ＣＥＯなどがそれにあたる。

※2. 株主は、一時的に株式を保有する投資家であり、株主と投資家を厳密に区分けする必要はない。しかしＩＲの視点で株主総会や議決権行使を促進する重要性が増している背景や投資対象が様々な金融資産に多様化している状況などから、本文では「株主・投資家」という記述にした。

※3. ＩＲオフィサー（IRO）とは、経営トップを支えるＩＲの実務責任者である。

Ⅱ. 説明責任の原則－市場との真摯な対話を果すＩＲ

株主・投資家と真摯に対話を深め、適時に説明責任を果たすと共に、市場からの意見を経営に反映させ、経営の透明性を高める

【基本姿勢】

❶ ＩＲ活動を通じて株主・投資家の声を聞き、対話の内容を経営に反映させる

❷ ＩＲの視点で株主総会を運営し、株主・投資家との長期的な関係を構築する

❸ ＩＲとコーポレート・ガバナンスとの関係を深め、経営の透明性を高める

【実行の手引き】

❶ ＩＲ活動を通じて株主・投資家の声を聞き、対話の内容を経営に反映させる

□ ＩＲを通じて得られた株主・投資家の意見を、経営会議や取締役会で報告する

□ 経営トップを含む役員・幹部社員がＩＲ活動に参加し、株主・投資家の質問に答える

□ 株主・投資家の意見や市場関係者の声を経営戦略などに反映し、企業価値の向上につなげる

□ 重要な経営判断（投資案件など）の際には、ＩＲで得られた株主・投資家の声を参考にする

❷ ＩＲの視点で株主総会を運営し、長期的な関係を構築する

□ 株主総会の議案は、株主の意見を聞いてわかりやすく詳細に説明する

□ 株主総会の開催日や招集通知発送日に配慮する

□ 株主総会の議決権行使がしやすいように配慮する

□ 株主総会では、議長がていねいに質問に答える

□ 株主総会の議案の賛否について、可能な限り株主・投資家に開示する

❸ ＩＲとコーポレート・ガバナンスとの関係を深め、経営の透明性を高める

□ 中・長期的な視点でＩＲとコーポレート・ガバナンスの関係を深め、経営の透明性について継続的に株主・投資家に説明する

□ コーポレート・ガバナンスのポリシーを「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やウェブサイトで明示し、実行状況や改善内容を開示する

□ 投資家の関心が高い事項を定期的に調べ、例えば株式の持ち合いや「少数株主」への配慮、買収防衛策導入の理由などについて、ＩＲを通じて経営トップが説明する

Ⅲ. 公正・継続の原則－公正かつ信頼性の高い継続的ＩＲ

業績や事業環境に関わらず、
いかなる時でも公正で信頼性の高い情報を、継続して開示する

【基本姿勢】

❶　ＩＲ・情報開示は、公正な資本市場に貢献し、効率性を高めることを認識する

❷　業績や事業環境に関わらず、継続して一貫性を保つ情報を開示する

【実行の手引き】

❶　ＩＲ・情報開示は、公正な資本市場に貢献し、効率性を高めることを認識する

□　経営トップがＩＲ・情報開示の姿勢を社内に周知・徹底させる

□　日本ＩＲ協議会「倫理規定」をＩＲ部門の全員が読み、それに基づいて行動する

❷　業績や事業環境に関わらず、継続して一貫性を保つ情報を開示する

□　情報開示の方針を明文化した「ディスクロージャー・ポリシー」を作成し、可能な限り公表する

□　事業や資金調達などに影響を与えるおそれのあるリスク情報を把握して迅速に開示する。可能な限り対応策とともに開示する

□　投資判断に必要な情報は、制度で求められていなくても自発的に開示する。例えば、具体的なセグメント情報や月次売上情報があげられる

Ⅳ. 平等・公平の原則―平等かつ公平な情報開示のＩＲ

ＩＲ活動で株主・投資家の裾野を広げ、
全てを対象とした平等で公平な情報開示に努める

【基本姿勢】

❶ 公平な情報開示（フェア・ディスクロージャー）に努める
❷ 個人投資家、外国人投資家向けＩＲ活動のすそ野を広げる
❸ ＩＲ活動を充実させ、定期的に見直して改善する

【実行の手引き】

❶ 公平な情報開示（フェア・ディスクロージャー）に努める

□ 未公表の重要な会社情報など、株価や投資判断に影響を及ぼすような情報を、一部の市場関係者や投資家に伝える行動は取らない。誤って伝えてしまった場合は、直ちに公表する
□ 情報の作成・収集・開示プロセスを明確にして、一部の人々に情報が選別的に開示されるおそれを防ぐ
□ 株価や投資判断に影響を及ぼすような情報が報じられたり、市場で流れたりした場合、事実関係を東京証券取引所が運営するＴＤｎｅｔで開示する
□ アナリスト・機関投資家への取材対応や説明会・カンファレンスで使った資料や情報は、可能な限りウェブサイトに掲載して個人投資家にも公開する

❷ 個人投資家、外国人投資家向けＩＲ活動のすそ野を広げる

□ 個人投資家向け説明会や「フェア」などのイベントを活用し、可能な限り個人投資家に説明する機会を設ける
□ 決算情報や株価に影響する重要な情報は、可能な限り英文に翻訳してニュースリリースを発表する、ウェブサイトに掲載する等の形で外国人投資家の理解を促す

❸ ＩＲ活動を充実させ、定期的に見直して改善する

□ 説明会などのイベントを継続的に開催し、ＩＲサイト等を通じて情報発信する
□ 投資家の関心の高い将来情報やセグメント情報は、実態に即して開示する
□ 時系列で資本市場における評価をチェックし、ＩＲの実施状況と合わせて改善を図る。理論株価やアナリストのコンセンサス、日経平均株価や同業他社のバリュエーションなどもベンチマークとして参考にする
□ 日本ＩＲ協議会の「ＩＲ優良企業賞」、東京証券取引所の「ディスクロージャー表彰」、日本証券アナリスト協会の「ディスクロージャー優良企業」ジャスダック証券取引所の「優良ＩＲ賞」等の結果を参考に、ＩＲやコーポレート・ガバナンスを改善する

V. 法令順守の原則－法令その他の社会ルールを守るＩＲ

市場の一員としての自覚に基づき、法令や規則を順守し、
企業市民として社会一般のルールを守り適切に行動し、社会の信頼を得る

【基本姿勢】

❶ ＩＲ・情報開示に関する法令・規則を学び、順守する
❷ 適時・公平・一貫した情報開示を実行する
❸ 信頼性の高い情報を開示するための内部統制や組織・体制を構築する

【実行の手引き】

❶ ＩＲ・情報開示に関する法令・規則を学び、順守する

□ 会社法・金融商品取引法・証券取引所が定める規則の目的と整備状況をチェックする
□ インサイダー取引規制や株価操縦等の不正行為に関し、随時、研修の機会を設ける。例えば東京証券取引所「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」「上場会社向けディスクロージャーセミナー」「東証ＣＯＭＬＥＣ－ｅラーニング研修サービス」などがあげられる
□ 株主の利益を損なう、企業価値を棄損するような行動は取らない。例えば不透明な資金調達や株式併合等はしない

❷ 適時・公平・一貫した情報開示を実行する

□ 株価や投資判断に影響を及ぼすような情報はすみやかに一般向けに公表し、自社のウェブサイトにも掲載する
□ 決算情報は、締め日以降４５日以内（できれば３０日以内）に公表し、すみやかに投資家向け説明会やウェブサイトで詳細を説明する
□ 財務諸表の比較可能性を保つため、作成基準や決算数値の前提に変更があった時は、決算発表の際に具体的に説明する
□ 投資関係者から取材を受ける時は、複数で対応し、誤解を招かないようにする
□ 業績予想の前提を可能な限り開示し、予想を修正する場合は直ちに開示し、丁寧に説明する

❸ 信頼性の高い情報を開示するための内部統制や組織・体制を構築する

□ 有効な内部統制システムを構築し、内部統制報告書などを通じて具体的に内容を公表する
□ 開示に至るプロセスを整え、東京証券取引所「適時開示に係る宣誓書」などを通じて公表する
□ 事件や事故が起きたとき、すみやかに情報開示する体制を整える

Ⅵ. 社会責任の原則－社会への責任を明示するＩＲ

株主・投資家はもとより、多数のステークホルダーとコミュニケーションを取り、環境問題等への企業の取組と社会責任を明確に示す

【基本姿勢】

❶ 経営のパラダイムシフトを乗り越え、企業体質を強化する

❷ 環境問題などに対応し、社会責任を果たす

❸ 対話によってステークホルダーの理解を深め、企業価値向上に貢献する

【実行の手引き】

❶ 経営のパラダイムシフトを乗り越え、企業体質を強化する

□ 経営改革や改善について株主・投資家とディスカッションし、スピードを伴って実行する

□ 中期経営計画などを公表し、進捗状況や成果を説明会やウェブサイト、ＩＲツールなどで具体的に説明する

□ 中期経営計画などで公表する目標には、株主・投資家が理解しやすい指標、例えばＲＯＥ、ＲＯＡ等を活用する

□ 中・長期的に企業価値を高める戦略に基づいて資本政策を構築し、ＩＲ活動で説明する

□ 経営戦略について、長期的な時間軸で株主・投資家と対話する。ただし投資家の関心が高い情報は、可能な限りひんぱんに開示する

□ Ｍ＆Ａや事業投資などについて、資本の有効活用や持続的な成長戦略という観点から株主･投資家とディスカッションする

□ 株式を利用した資金調達を実施する場合は、株主資本を考慮した説明を実施する

❷ 環境問題などに対応し、社会的責任を果たす

□ 環境問題やＣＳＲへの姿勢を公表する。例えばウェブサイトで環境問題への対応やＣＳＲについての考えを報告し、全社で統一されたメッセージを発信する

□ 経営トップの監督の下、ＩＲ部門とＣＳＲ（企業の社会的責任）を担う部門が協力する。例えば株主向け報告書やアニュアルリポートで社会的責任についての考え方や活動などを報告する。一方、ＣＳＲ報告書や環境報告書で、情報開示のポリシーやＩＲ活動の実際、コーポレート・ガバナンス体制などを報告する

□ 環境問題やＣＳＲに関する第三者からの評価を重視する。ただし、価値観が大きく異なり、認識度が低い調査機関等には注意して対応し、誤解を避ける

❸ 対話によってステークホルダーの理解を深め、企業価値向上に貢献する

□ 株主・投資家、顧客、供給先、社会等の各ステークホルダーの立場を理解し、可能な限り経営トップや役員がそれぞれと対話する機会を設ける

□ 経営トップが可能な限り各ステークホルダーの利害を調整し、ＩＲ・情報開示では矛盾なく、整合性の取れた行動を取る

□ 経営トップが可能な限り各ステークホルダーが共有できる目標を掲げ、ＩＲ活動ではお互いを尊重し合う環境を整える

Ⅶ. 向上・進化の原則－変化に対応しグローバルな視点に立つＩＲ

情報開示の向上を常に心がけ、
グローバルな視点に立ち、進化し、深化するＩＲを実践する

【基本姿勢】

❶ コミュニケーション能力を高め、グローバルな視点を持つ

❷ 可能な限りＩＲ・情報開示を取り巻く国際的な環境をウオッチし、早めに対応する

❸ 可能な限り欧州、米国、アジア各地域の株主・投資家の考え方を知り、コミュニケーションを進める

【実行の手引き】

❶ コミュニケーション能力を高め、グローバルな視点を持つ

□ 経営トップを筆頭に、ＩＲに関わる人間が双方向のコミュニケーションを実施する

□ 外国人株主・投資家に対しては、可能な限り英語での説明・対話に努める

□ 可能な限りグローバルに企業価値を分析するための情報（グローバル経済の影響、海外での事業展開、海外の競合企業に比べての強みなど）を開示し、ディスカッションする

□ 可能な限り、経営トップが外国人投資家と直接対話する機会を設け、お互いの価値観や時間軸を理解し、認識ギャップを縮める

❷ ＩＲ・情報開示を取り巻く国際的な環境を可能な限りウオッチし、早めに対応する

□ 新聞報道や専門機関の調査などから国際的なＩＲ・情報開示に関連する法令・規則、会計基準の改定をとらえ、必要な情報や体制構築などを可能な限り準備する

□ ＩＲを通じて資本市場の参加者の変化や焦点となる話題をウオッチし、的を射た回答をして有益なディスカッションにする

❸ 欧州、米国、アジア各地域の株主・投資家の考え方を可能な限り知り、コミュニケーションを進める

□ 日本ＩＲ協議会や東京証券取引所、専門機関の調査結果などを通じて欧州、米国、アジア各地域に存在する機関投資家の日本株投資に対する姿勢を把握する

□ 資本コストについての考え方を、可能な限り経営トップやＣＦＯが具体的に説明する

□ 株式分割などの施策を実施する場合は、株主資本を考慮した説明を実施する

□ 株主への利益還元姿勢について、可能な限り理解しやすい指標、例えば配当性向の目標やＤＯＥ、総還元性向などの指標を活用してＩＲで説明する

□ 海外と日本の間でＩＲ・情報開示・コーポレート・ガバナンスのルールに違いがあれば理解を促進し、お互いの結節点を探す

※本憲章の著作権は、日本 IR 協議会に所属します。内容の無断転載・複写は禁じます。